



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT
www.aplawjapan.com

2021年10月22日

No.VTM_031

日本とベトナム間における個人情報取扱いに際してのポイント解説 ～日本の個人情報保護法改正後の個人情報の越境移転、ベトナムにおけるデータローカライゼーション規制対応について～

執筆者：弁護士 [三浦 康晴](#)／ベトナム社会主義共和国弁護士 [ダン・ミン・チャウ](#)／

弁護士 [藤川 由美子](#)／

目次

1. ベトナムへの個人情報移転に際しての日本の個人情報保護法改正対応

- (1) ベトナムへのデータ越境移転が認められる場合
- (2) 本人同意に基づきベトナムへ個人データを国外移転させる場合
- (3) 本人同意を取得せず、基準適合体制を整備していることを根拠としてベトナムに個人データを移転する場合

2. ベトナムの個人情報保護法制の概要と動向

- (1) 個人情報保護法制の概要
- (2) 個人データ保護政令案の概要
- (3) データローカライゼーション及びデータ越境移転に関する規制動向

3. 最後に

本稿のポイント

- ・ 日本の改正個人情報保護法が施行予定で、ベトナムへの個人情報に移転に際して、法制度に関する情報の提供や、「基準適合体制」の確保が必要となります。
- ・ ベトナムでは、2021 年中に個人情報保護について通則的に規定した政令が施行される予定です。
- ・ 今後、データローカライゼーション、越境移転についても法整備と実務確立が進んでいく見込みです。

1. ベトナムへの個人情報移転に際しての日本の個人情報保護法改正対応

2022 年 4 月 1 日付けで日本の個人情報保護法の改正法（以下、「改正法」という。）が施行予定となっています。改正箇所は多岐に渡りますが、国外へのデータ移転に際しては、「個人の権利利益を保護するうえ我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会で定める」国以外については、本人への情報提供の充実等の措置が必要となります。このような規制の背景には、日本国内で個人データを第三者に移転する場合、いわゆるオプトアウト措置を取ることで足りりますが、外国においては、日本と同等の水準で個人データが保護される保証がないため、国内よりも厳格な措置を要求することで個人データの保護を図る意図があります。

ベトナムは上記の除外対象に該当しないため、以下では、改正法下で日本からベトナムに対して個人データを移転する際の留意点について解説します。

（1）ベトナムへのデータ越境移転が認められる場合

個人情報取扱事業者による外国にある第三者に個人データ提供が認められるのは①あらかじめ、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ている場合、又は②個人データの提供先が改正法と同時に施行される改正後の個人情報保護委員会規則（以下「**改正規則**」という。）で定められる基準に適合する体制（以下、「**基準適合体制**」という。）を整備し、かつ、提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置が講じられている場合、のいずれかとなります（改正法第 24 条第 1 項）。

ここにいう「外国にある第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者であり、取引先の他、外国政府や現子会社等も含まれます。

以下、それぞれの場合について解説します。

（2）本人同意に基づきベトナムへ個人データを国外移転させる場合

改正法では、企業が本人の同意に基づき、ベトナムへ個人データを国外移転させる場合、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他の当該本人に参考となるべき情報を提供することが求められます（改正法第 24 条第 2 項）。具体的な内容は、改正規則で規定されており、（ア）当該外国の名称（イ）適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、

（ウ）当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等（同規則第 11 条の 3 第 2 項）の提供が必要となります。

(ア) 当該外国の名称

移転先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、必ずしも正式名称の記載を求めるものではありませんが、本人が 自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称でなければなりません。

(イ) 当該外国における個人情報の保護制度に関する情報

改正法のガイドラインによれば、以下(i)～(iv)の観点を踏まえる必要があります。

- (i) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無
- (ii) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在
- (iii) OECD プライバシーガイドライン 8 原則¹に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在
- (iv) その他本人の権利に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

(i)に関し、ベトナムにおける個人情報保護関連法令については、後述の「ベトナムの個人情報保護法制の概要と動向」でも解説していますが、ベトナムでは個人情報保護に関する通則法は制定されておりません。また、(ii)に関し、APEC の CBPR システムへの加盟もなく、指標となり得る情報は存しない前提で運用されることになると考えられます。(iii)については、2.(2)(ア)で解説しています。(iv)について、以下 2.でも解説しているとおり「本人の権利に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に該当するガバメントアクセス、データローカライゼーションについて規定する法令があるため注意が必要です。

(ウ) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と日本法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取得事業者に求められる措置との間の本質的な差異を、本人が合理的に認識できる情報でなければならないとされています。ベトナムの場合においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置のうち充足されていないものについて、本人が合理的に認識できるような情報が提供されなければならないものと解されます。

(3) 本人からの同意を取得せず、基準適合体制を整備していること等を根拠としてベトナムに個人データを移転する場合

本人からの同意がない場合においても、(ア) 個人データの提供先が改正規則で定められる基準適合体制を整備しており、かつ、(イ) 提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置が講じられている場合には個人データの移転が可能となります。

(ア) 基準適合体制

基準適合体制が整備されていることの要件は以下のとおりです（改正規則第 11 条の 2）。

- (i) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、改正法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること
- (ii) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認

¹ 1980 年に OECD 経済協力開発機構（OECD）で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」で規定されている 8 つの原則のこと。

定を受けていること

(i)に関し、例えば、個人情報の取扱いについて規定した取引先との委託契約締結やグループ企業内部での内規・プライバシーポリシー作成等が考えられます。(ii)についても、APECのCBPRシステムの認証を取得していること等が該当事由として考えられます。

(イ) 「外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」内容は以下のとおりです（改正規則第11条の4第1項）。

- (i) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること
- (ii) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること

なお、本人の求めがある場合、上記情報を当該本人に提供しなければならないとされています（改正法第24条第3項）。

以上を踏まえると、基準適合体制の整備を根拠にベトナムに個人データを移転する場合、ベトナムの法制度のアップデートに加え、移転先との契約における個人データ保護に関する法令の要求を充足する規定の整備及びその運用管理が必要となります。

2. ベトナムの個人情報保護法制の概要と動向

(1) 個人情報保護法制の概要

ベトナムにおいては、日本の個人情報保護法に相当する、個人情報保護につき包括的に規定する法令が制定されておらず、民法の他、個別分野ごとに多くの法令が制定され、定義や規制が統一されていないのが現状です。

このような状況の中、2021年2月に個人データ保護に関する法令案（以下、「**個人データ保護政令案**」という。）が公表され、個人データ保護に関して初めて包括的に規定するものとして注目を集めています。個人データ保護政令案は、同年中の公布・施行が予定されていますが、現時点ではまだ公布されていません。

また、直近の動向として、他国でも同様の動きがあるように、自国民の個人情報保護等の観点から、個人情報のデータローカライゼーションや、越境移転規制に関する規制を改める政令案も出されています。このような規制は上記1.で解説した日本からの情報移転時における情報主体への提供情報にも含まれているので、ポイントを取り上げて解説します。

(2) 個人データ保護政令案の概要

(ア) OECD 8原則との関係

日本からベトナムへ本人の同意に基づいて個人データを国外移転させる場合、OECD 8原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在についての情報提供が必要となることは前述のとおりです。

ベトナムはOECD加盟国ではないため、OECD 8原則を国内法令に反映することは求められていませんが、個人データ保護政令案でも、OECD 8原則に相当する原則が規定されてい

るものの、①収集制限の原則、⑥公開の原則と⑧責任の原則については必ずしも十分ではないように見受けられます。

OECD 8 原則	
① 収集制限の原則	⑤ 安全保護の原則
② データ内容の原則	⑥ 公開の原則
③ 目的明確化の原則	⑦ 個人参加の原則
④ 利用制限の原則	⑧ 責任の原則

(イ) 個人データの定義と分類

「個人データ」とは、「個人に関するデータ、または特定の個人の識別またはその識別の可能性に関連するデータ」と定義されています（個人データ保護政令第2条第1項）。以下の表のとおり、個人データは、基本個人データとセンシティブ個人データに分類されます（同政令第2条第2項、3項）。

なお、センシティブ個人データに該当する情報の処理を実施するにあたっては、原則として、個人データ保護委員会に対してその処理の登録が義務付けられます（同政令第20条第1項）。

基本個人データ (同政令第2条第2項)	センシティブ個人データ (同政令第2条第3項)
(i) 名字、ミドルネーム、名前、通称（もしあれば）	(i) 政治的、宗教的見解
(ii) 生年月日、死亡日、行方不明日	(ii) 健康状態（身体的及び精神的）
(iii) 血液型、性別	(iii) 遺伝性または遺伝的な特徴
(iv) 出生地、出生地登録場所、登録住所、現住所、出身地、連絡先、メールアドレス	(iv) 生体認証データ
(v) 学歴	(v) 性的ステータス
(vi) 民族	(vi) 性的生活と指向
(vii) 国籍	(vii) 犯罪歴や犯罪行為
(viii) 電話番号	(viii) 個人の財務データ（口座、カード、支払い手段、財務状況、信用履歴、所得水準等）
(ix) ID 番号、パスポート番号、身分証明書番号、運転免許証番号、ナンバープレート番号、個人納税者番号、社会保険番号	(ix) 位置情報
(x) 婚姻状況	(x) 社会的関係
(xi) サイバースペース上の活動または活動履歴を反映したデータ	(xi) 法律で定められた保護方法を要するその他の個別な個人データ

(ウ) 個人データ処理に際しての同意取得

個人データを「処理」する際には、法定の除外事由に該当する場合を除き、原則として対象となるデータの種類、処理目的やデータ主体の権利等について明示したうえで、本人の自発的な同意を取得することが必要とされています（同政令第8条第1項）。「処理」には、収集、記録、分析、保存、変更、開示、アクセスの許可、取得、回収、暗号化、復号化、コピー、転送、削除、取消等データへ影響を与える行為が含まれます（同政令第2条第6項）。

本人同意は、印刷や複製ができる書面でなければならず、沈黙または無返答は同意とはみなされません。また、本人は同意に際して条件を付けたり、一部のみ同意することも認められ

ています。加えて、当該同意はいつでも取り下げることができるとされています（同政令第8条第2項、3項、4項、及び7項）。

(エ) 違反に対する罰則

個人データ保護に関する規制違反は、ベトナムで事業を行う国内外の組織、企業、個人の全てが対象とされ（同政令第4条第2項）、違反した場合には違反の軽重に応じた行政処分が適用されます。

具体的には、違反行為及び罰則は以下のとおり、3レベルに分けられます（同政令第22条第1項、2項、3項、と4項）。処罰権限を有するのは公安省に属するサイバーセキュリティ及びハイテク防犯局の局長です（同政令第22条第6項）。

	レベル①	レベル②	レベル③
主な罰則	5千万ドンから8千万ドンまでの過料	8千万ドンから1億ドンまでの過料 付加的罰則：1か月から3か月まで個人データ処理を停止すること、あるいはセンシティブ個人データ又は個人データ越境移転に関する承認書を撤回すること	ベトナムでの総収益の5%までの過料
違反行為	<ul style="list-style-type: none"> データ公開に関する違反 データ主体の同意に関する違反 データ主体のアクセス権に関する違反 データ主体の通知受領権に関する違反 データ主体の同意ない処理に関する違反 データの正確性に関する違反 データの保存と削除に関する違反 	<ul style="list-style-type: none"> データ保存の技術運用と規程作成に関する違反 センシティブデータ処理の登録に関する違反 データの越境移転 レベル①の違反を2度犯した 	<ul style="list-style-type: none"> レベル②の違反を2度犯した

(3) データローカライゼーション及びデータ越境移転に関する規制動向

データローカライゼーションについて規定した現行法令としては、サイバーセキュリティ法が挙げられますが、施行細則となる政令の公布が遅れ、実務運用は確立されていないのが現状です。また、インターネットサービス及びサイバー情報の管理、提供及び利用に関する政令第27/2018/ND-CP号により改正された政令第72/2013/ND-CP号を改正する政令第...号（以下、「インターネットサービスに関する政令第...号」という。）は、サイバーセキュリティ法に言及する形でデータローカライゼーションを義務付けています。

データ越境移転については、個人データ保護政令第...号で規定があるので、以下それぞれ解説します。

(ア) サイバーセキュリティ法の施行政令第...号

2019年に施行されたサイバーセキュリティ法は、サイバースペースにおける社会の秩序と安全を確保し、国家安全保障を保護するための活動及びそれらに関する機関、組織、個人の責任について規定しています（同法第1条）。

同法によれば、ベトナムでの通信ネットワーク、インターネット及びサイバースペース上のサービス又は付加サービスを提供する国内外の企業は、データローカライゼーション規制の適用対象になり、①サービス利用者の個人情報に関するデータ、②サービス利用者の関係に関するデータ、及び③ベトナムにおけるサービス利用者によって作成されたデータを、収集、活用、分析及び処理する際に、それらをベトナム国内に保存しなければならないとされています（同法第26条第3項）。さらに、上記の条件の全てを充足した国外の企業は、ベトナムに駐在員事務所又は支店を設定する義務を負うと定められています。

このような規制に加え、サイバーセキュリティに関する法令違反の調査目的のための当局からの書面による要請に対する情報提供（同法第26条第2項第a号、いわゆるガバメントアクセス）についても規定しているため、制定前後で国内外から強い懸念の表明を受けていました。

同法施行細則となる2019年に公表された政令案では、データローカライゼーション及び駐在員事務所又は支店の設置義務の対象を以下の事由に該当する場合に限定することでサイバーセキュリティ法よりも適用対象を限定しています（サイバーセキュリティ法政令案第26条第1項第c号）。

- (i) サービスが法律に違反し、違反の是正措置を取らないという警告を受けたにもかかわらず、阻止又は対応の措置を設けないこと
- (ii) 法違反の調査および対処に協力するための公安省のサイバーセキュリティおよび反ハイテク犯罪庁の書面による要求に抵抗し、妨害し、無視すること
- (iii) サイバーセキュリティ専門の保護部隊が実施するサイバーセキュリティ保護措置を無効にすること

(イ) インターネットサービスに関する政令案

2021年7月に、インターネットサービスに関する政令案が、情報通信省より公表され、パブリックコメントにかけられました。同政令案では、現行通達第38/2016/TT-BTTTT号で制定されている越境での情報提供につき、サイバーセキュリティ法の規定と統一させるための改正が予定されています。

政令案によれば、「越境情報提供」とは、国外における組織又は個人が、ウェブサイト、ソーシャルネットワーク、オンラインアプリケーション、検索サービス及びその他の類似形態を使用し、アクセス又は利用するベトナムにおける利用者に対し情報を提供することをいうとされています（同政令案第1条第2項）。

そして、越境情報提供を行う者が、ベトナムにおけるデータサーバー等をリースする場合又はベトナムにおける月次通常訪問者数が10万人以上である場合に、次の義務を負うとされています（同政令案第1条第17項）。

- (i) 情報通信省に対し連絡情報を通知すること
- (ii) 情報通信省の指示に従い違法な情報及びサービスを防止、取り消すこと
- (iii) 情報元に当たるベトナムの報道から情報を引用する際に、ベトナムの報道との協力合意書を実施すること
- (iv) サイバーセキュリティ法及びその施行細則の規定に従いデータを保存し、駐在員事務所又は支店を設立すること
- (v) ベトナムの管轄官庁及び利用者からの指示又は申出に対応するための担当部門を設けること

- (vi) ベトナムの利用者からの申出を受けてから 24 時間以内に対応すること
- (vii) ソーシャルネットワークの提供者は、情報通信省に連絡先の情報を提出したアカウントのみに、ライブストリーミングを行わせ、あらゆる形態の収益を生み出すサービスに参加させること
- (viii) 利用者サポートのポリシー及び手順を公開すること
- (ix) 定期及び至急の報告制度を遵守すること

上表(iv)の通り、越境情報提供を行う者は、サイバーセキュリティ法及びその施行細則に従いデータのローカライゼーションや支店等設立の義務を負う対象に該当する場合には、サイバーセキュリティ法に従った義務を履行する必要があります。

国外から越境情報提供を行う者が上記義務に違反した場合、情報通信省から越境情報提供を行う者に対して、過料等の通常の行政罰則ではなく、違法な内容についての通知や、その取消しといった措置が実施されることとなります（同政令案第 1 条第 17 項）。具体的には、越境情報提供を行う者は、以下のような請求に対応する必要があります。

- ライブストリーミングの場合、情報通信省からの指示を受けてから 3 時間以内に、違法な内容を防止、削除する
- ソーシャルネットワークやウェブサイト等の場合、1 か月 5 回以上違法内容を掲載したアカウントやページについて情報通信省からの指示を受けてから 24 時間以内に、アカウント等を 7 日間から 30 日間までの期間の閉鎖を実施する
- オンラインアプリケーションの場合、情報通信省からの指示を受けてから 24 時間以内にそのアプリケーションをアプリストアから排除、削除する

越境情報提供者が情報通信省の指示を受けた後、上記の期限内に対応措置が取られない場合、情報通信省は違反内容及びサービスに対して措置をとることとされていますが、具体的な内容は見受けられません。

(ウ) 個人データ保護政令案

個人データ保護政令案では、ベトナム国民の個人データの越境移転は、原則として下記の 4 要件を全て満たす場合に可能とされています（個人データ保護政令案第 21 条第 1 項）。

- (i) データ主体の同意があること
- (ii) 元データがベトナムに保存されていること
- (iii) 移転先の国、地域、または当該国・地域の特定の地域が、本政令案と同等またはより厳しい規制を有することを証明する文書があること
- (iv) 個人データ保護委員会から書面による同意を得ること

特に、越境移転の要件の一つとして、ベトナム国内で元データを保存する義務が規定されている点に注意が必要です。

3. 最後に

個人情報保護分野は、世界各国で法整備が急速に進んでおり、個人情報の越境移転に際しての自国民のデータ保護も重要な課題となっています。

ベトナムで事業を展開するに際しては、上記解説のとおり、法整備の途上にあることから実務の確立までには時間を要することも想定されるところであり、専門家の助言を受けながら両国の法令の動向に注意しつつ個人情報の適切な保護体制を構築・運用していくことが重要です。

ウェビナーのご案内

ベトナム経済・社会の近時情勢、並びにベトナム進出時とその後の事業運営上の留意点
～現地に精通した日本弁護士・ベトナム弁護士が解説～

開催日時：2021年11月2日（火）13:30～16:30

主催：金融ファクシミリ新聞社

講師：弁護士 三浦 康晴／ベトナム社会主義共和国弁護士 ダン・ミン・チャウ

受講費：33,220円（お二人目から30,800円）※消費税込

開催方法：Zoom

詳細・お申し込み：<https://fngseminar.jp/seminar/index.php?p=detail&num=4740&ot>

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム（ハノイ／ホーチミン）

弁護士 [藤川 由美子](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: yumiko.fujikawa@aplav.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#)（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [二本松 裕子](#)（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: yuko.nihonmatsu@aplav.jp

弁護士 [三浦 康晴](#)（オブ・カウンセル、第二東京弁護士会）

Email: yasuharu.miura@aplav.jp

弁護士 [戸松 夏子](#)（アソシエイト、東京弁護士会）

Email: natsuko.tomatsu@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [ダン・ミン・チャウ](#)（アソシエイト）

Email: minhchau.dang@aplav.jp

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

アイルランド共和国弁護士(Barrister)* [キーラン・ローズ](#)（アソシエイト）

Email: ciararose@aplav.jp

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: aandsvietnam@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。